

唐津市旅行商品造成費用助成事業【要項】

(助成申請期間：令和7年4月～令和10年6月 28 日まで)

第 2 版

第 2 版 令和 7年 9月 1日

唐津市旅行商品造成費用助成事業【要項】

(助成申請期間：令和7年4月～令和10年6月 28 日まで)

唐津市内での宿泊を伴う募集型・受注型企画旅行商品を造成し、送客を行った旅行会社に対して、事業費の範囲内で助成を行います。なお、本事業は唐津市から業務委託を受け実施しています。

1. 助成の対象者について

- (1) 旅行業登録をしている旅行会社が対象者となります。旅行業登録をしたオンライン・トラベルエージェント、旅行サービス手配業登録をしたランド・オペレーターも含まれます。
- (2) 助成の対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは助成金を交付できません。
 - ア 暴力団、暴力団員
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 助成の条件について

- (1) 令和7年4月1日から令和10年6月29日までの間に出発する企画旅行（募集型・受注型）であることを条件とします。
- (2) 唐津市内で、「旅館業法」に基づく営業許可を得た施設に宿泊することを条件とします。
但し、「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」までが対象で「下宿営業」は対象外とします。
- (3) 宿泊費は、1人1泊あたり3千円（税込）以上であることを条件とします。
- (4) ツアー名称（商品名）に、「唐津」「からつ」「karatsu」のいずれかが含まれていることを条件とします。
 - ※ 事前にパンフレット（チラシ）や HP 掲載予定原稿や行程表等で確認させていただきます。
 - ※ 宿泊施設名に含まれる「唐津」「からつ」「karatsu」の文字や、唐津城や唐津くんち等の固有名詞の「唐津」「からつ」等の文字は対象外となります。

- (5) 募集型企画旅行の場合は、募集チラシを作成するか HP に掲載することを条件とします。
- ※ 『利用申請書』提出の際、募集チラシ (WEB パンフ可) を必ず添付してください。
- (6) 受注型企画旅行の場合は、企画書 (見積含む) 及び行程表を作成することを条件とします。
- ※ 『利用申請書』提出の際、企画書 (見積含む) 及び行程表を必ず添付してください。
- ※ 教育旅行 (修学旅行やキャンプや合宿等の学校行事) は助成の対象外です。
- (7) 募集・受注型を問わず、実績報告の際は『実績報告書 (様式 4-1) 』に加え、『宿泊証明書 (様式 4-2) 』を提出することを条件とします。
- (8) 募集・受注型を問わず、交通費助成を申請する場合は『交通費内訳表 (様式 4-3) 』も提出することを条件とします。
- (9) 募集型・受注型を問わず、政治的及び宗教的活動を目的としたものではないことを条件とします。

3. 助成の金額について

(1) 募集型企画旅行商品 (旅行会社が自ら企画・造成し催行する商品)

1 人 1 泊当たり、(1,500 円×延べ宿泊数) + (交通費の半額 (但し、上限 15 万円))

又、1 商品当り上限は30万円、1 事業部又は1 支店当り 6 商品以内 (上限 180 万円)

(2) 受注型企画旅行商品 (企業や組織等から依頼を受け、旅行会社が企画・造成した商品)

1 人 1 泊当たり、(1,500 円×延べ宿泊数) + (交通費の半額 (但し、上限 15 万円))

又、1 商品当り上限は30万円、1 事業部又は1 支店当り5商品以内 (上限 150 万円)

※ 1 事業部又は 1 支店当りの年度内における申請可能回数は、募集型で6商品、受注型で5商品の計 11 商品までです。但し、申請状況によっては変更となる場合があります。

※ 宿泊助成金は送客頂いた旅行会社の収入となりますが、交通費助成は旅行商品価格の値下げ原資として旅行者の方々へ還元して頂きます。ここでいう交通費とは、貸切バス代金 (ガイド含む乗務員経費及び駐車料金は対象外、有料道路・航送料は対象) や航空・JR・フェリー等の代金を指します。

※ 宿泊助成金のみ申請も可能です。(交通費の助成を申請しないもあり)

4. 助成対象となる旅行商品の出発期間について

令和7年4月1日から令和10年6月29日の間に出発する旅行商品で、令和10年6月29日の宿泊分までが助成の対象です。

但し、対象期間内であっても、あらかじめ年度毎に取り決めた事業費の上限に達した場合は、その年度の受付を一旦止めますのでご注意ください。

5. 助成の申請期間について

令和7年4月1日から令和10年6月28日までが申請可能な期間ですが、年度を超えた助成金の申請（例：令和7年度に令和8年度分を申請する等）については、以下のように運用をします。ただし、海外の旅行会社が造成した訪日商品については、申請内容によって申請時期の判断を行いますので、以下の期間に囚われず事前にご相談をお願いします。

- (1) 令和 8年 4月 1日出発から令和 9年 3月 31日出発までの商品(3/31泊まで)
申請の受付開始 : 令和7年 10月 1日(水)～
- (2) 令和 9年 4月 1日出発から令和 10年 3月 31日出発までの商品(3/31泊まで)
申請の受付開始 : 令和8年 10月 1日(木)～
- (3) 令和 10年 4月 1日出発から令和 10年 6月 29日出発までの商品(6/29泊まで)
申請の受付開始 : 令和9年 10月 1日(金)～

なお、募集型は募集開始前までに、受注型は出発日前日までに、申請され受理されたものが対象となります。事後申請は認められませんのでご注意願います。

また、申請期間内であっても、あらかじめ年度毎に取り決めた事業費の上限に達した場合もあります。必ず申請書を提出する前に、協会あて確認をしていただくようお願いします。

6. 助成の申請手続きについて

- (1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、『利用申請書（様式1）』並びに『計画書（様式2）』に必要事項を記入のうえ、必要資料を添付して唐津観光協会に提出し受付番号を受けることが必要です。
- (2) 中止する場合、または計画を変更する場合は、『変更・取下申請書（様式3）』を唐津観光協会に提出し、受付番号を得ることが必要です。
但し、日程や予定人数など軽微な変更については、申請が不要な場合もありますので、事前に唐津観光協会へお問い合わせください。

7. 実績報告並びに助成金の交付について

- (1) 申請者は、対象となる旅行商品が終了した日から30日以内もしくは、
 - ①令和 7年度中に催行（出発）したものは、令和 8年3月31日のいずれか早い日までに、
 - ②令和 8年度中に催行（出発）したものは、令和 9年3月31日のいずれか早い日までに、
 - ③令和 9年度中に催行（出発）したものは、令和10年3月31日のいずれか早い日までに、
 - ④令和10年度中に催行（出発）したものは、令和10年6月30日のいずれか早い日までに、『実績報告書（様式4-1）』、『宿泊証明書（様式4-2）』、『交通費内訳表（様式4-3）』を提出してください。但し、『様式4-3』は交通費助成を受ける会社のみ提出ください。

- (2) 実績報告書を受けた場合、会長はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し『確定通知書（様式 5）』を発送します。
- (3) 確定通知書を受け取った申請者は、すみやかに振込先を記載した請求書（各申請者の任意様式で可）を、一般社団法人唐津観光協会会長宛に提出してください。
- ※ メールに PDF で添付する等、請求書の電子化も可とします
 - ※ 請求書に公印（角印）の押印がなくとも可とします
- (4) 会長は、助成金の交付決定を受けた者または助成金の交付を受けた者が虚偽の申請または報告、この要項の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることがあります。

8. 造成・販売についてのご注意

- (1) 対象となる旅行商品は、感染症対策を講じたうえで実施してください。
- (2) 申請した旅行商品の造成の進捗状況は、会長の指示により、随時報告を行ってください。